



令和7年(2025年)4月1日

法律改正により、車庫証明で交付されます

保管場所標章(ステッカー)【手数料500円】

が**廃止**となりました



① 4月1日より、保管場所標章(ステッカー)の車両への貼付義務がなくなりました

② 申請・届出における**提出書類・手数料**
が変更となっていますのでご注意ください

令和7年4月1日

保管場所証明申請

- ① 自動車保管場所証明申請書 2通
- ② 保管場所標章交付申請書 2通
- ③ 所在図・配置図 1通
- ④ 使用権原疎明書面 1通

手数料 2,600円 (2,100円 + 500円)

- ① 自動車保管場所証明申請書 2通
- ② 所在図・配置図 1通
- ③ 使用権原疎明書面 1通

手数料 2,100円

(※ 他都道府県警は手数料が異なります)

保管場所変更届出、軽自動車届出

- ① 自動車保管場所届出書 1通
- ② 保管場所標章交付申請書 2通
- ③ 所在図・配置図 1通
- ④ 使用権原疎明書面 1通

手数料 500円

- ① 自動車保管場所届出書 1通
- ② 所在図・配置図 1通
- ③ 使用権原疎明書面 1通

手数料 なし (無料)

(※ 他都道府県警は手数料が異なります)

保管場所標章再交付申請

保管場所標章再交付申請書 2通

手数料 500円

申請不要

【問い合わせ先】

茨城県内の各警察署
交通規制課許可指導係
029-301-0110